

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務局で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第 3 3 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 8 年 3 月 27 日

佐 呂 間 町 農 業 委 員 会

議 事 録 署 名 委 員	10	山 田 裕 之	委 員
	11	齊 藤 浩 明	委 員

第 33 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和 8 年 3 月 27 日 午後 2 時～午後 3 時
2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室
3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸
4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕
佐呂間町農業委員会事務局次長 本田 利明
佐呂間町農業委員会農地係 藤田 真紗美
5. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	青野 英一郎	9	平川 智司
2	十亀 正	10	山田 裕之
3	青野 誠	11	齊藤 浩明
		12	田中 裕二
		13	橋本 聡
6	千葉 義則	14	渡部 洋
7	荒田由紀野	15	和泉 茂樹
8	山越 透	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
4	山口 浩之		
5	田村 通啓		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

- 議 案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議 案第 2 号 農地法施行規則第 29 条第 4 号の規定による特例適用の検討申出について
- 議 案第 3 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について
- 議 案第 4 号 令和 8 年度事業計画（案）について
- 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
- 報告事項第 2 号 令和 7 年農地法関係事務処理状況について
- 報告事項第 3 号 令和 8 年度予算について

事務局 長	只今から、第 33 回農業委員会総会を開催いたします。 出席委員は、16 名中 14 名で、総会は成立しております。
議 長	議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、10 番山田委員さん、11 番齊藤委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。
事務局	報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第 3 条の 3 の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。
	番号 1 土地の所在が幌岩 292 番 1、現況地目が畑で面積 5,560 ㎡、届出者 北見市 ●●●●、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 7 年 1 月 11 日頃から 1 月 20 日頃までの間で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。
	番号 2 土地の所在が若里 534 番 3 外 15 筆、現況地目が畑で合計面積 132,400 ㎡、届出者若里 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が平成 29 年 7 月 17 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。
	番号 3 土地の所在が北 236 番 1 外 26 筆、現況地目が畑で合計面積 219,779 ㎡、届出者遠軽町 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 7 年 12 月 5 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
各 委 員 長	質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。 ———異議なし——— 報告事項第 1 号は原案どおり承認いたします。
議 長	報告事項第 2 号 令和 7 年農地法関係事務処理状況について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	報告事項第 2 号 令和 7 年農地法関係事務処理状況について 令和 7 年農地法関係事務処理状況について、別紙のとおり報告します。 令和 7 年 1 月から 12 月までに処理したものになります。 まず、農地法第 3 条(所有権移転関係)について。 売買が 1 件、面積は、畑が 19,894 ㎡。 計 1 件で合計面積が 19,894 ㎡です。 次に、農地法第 3 条(賃貸借・使用貸借関係)について。 使用貸借が 4 件、面積は、畑が 734,951.46 ㎡、採草放牧地が 77,503 ㎡。 計 4 件で合計面積が 812,454.46 ㎡です。 続いて、農業業経営基盤強化促進法(所有権移転、賃借権設定関係)について 売買が 13 件、面積は、畑が 577,569.86 ㎡、採草放牧地が 29,360 ㎡、合計面積が 606,929.86 ㎡です。 賃貸借は 52 件、面積は畑が 2,396,371 ㎡、採草放牧地が 188,261 ㎡、合計面積が 2,584,632 ㎡です。 計 65 件で、畑の面積が 2,973,940.86 ㎡、採草放牧地が 217,621 ㎡、合計面積が

		3,191,561.86㎡です。 次に、農地法第4・5条（転用関係）について 法第5条、住宅が1件、面積663.10㎡。計、住宅が1件、面積は合計で663.10㎡です。 つづいて、現況証明関係 宅地が筆数6筆、面積は8,760㎡、原野が3筆、13,196㎡、雑種地が31筆、74,801.55㎡、その他が2筆、23,582㎡、合計42筆、面積が120,339.55㎡です。 次に、農地移動適正化あっせん事業について あっせん件数は65件、あっせん面積は、3,191,561.86㎡でした。 最後に、農業者年金関係について 老齢年金受給申請は旧年金が3名、新年金が2名で、計5名、特例付加年金受給申請は、1名でした。 以上です。
議 長		事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員 長		———異議なし——— 報告事項第2号は原案どおり承認いたします。
議 長		報告事項第3号 令和8年度予算について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局		報告事項第3号 令和8年度予算について 令和8年度佐呂間町農業委員会予算を、下記のとおり定めたので報告します。 歳入 ○農林水産業手数料 36,000円 諸証明手数料となります。 ○農林水産業費補助金 4,555,000円 農業委員会活動促進事業費補助金となります。 ○雑入 413,000円 農業者年金業務委託手数料となります。 歳入合計が 5,004,000円 昨年と比較して、843,000円の減となっています。 歳出 ○農業委員会費 20,160,000円 報酬から負担金補助及び交付金の金額内訳は、 記載の通りとなっています。 次の2ページには、詳細内訳を掲載しております。 昨年と比較して、548,000円の減となっています。 以上です。
議 長		事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
大 澤 委 員 長		昨年より歳入の補助金が減りました。
事 務 局		減ることもあります。
大 澤 委 員 長		昨年は、農業委員の皆さんがおおいに活動したことで、補助金を増えたと説明がありました。
事 務 局		国から配分される補助金が北海道に分配され、北海道がその活動成果に合わせて配分していくため、補助金はどうしても増減します。
議 長		質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員		———異議なし———

議 長	報告事項第 3 号は原案どおり承認いたします。
議 長	次に、議案の審議に入ります。
事 務 局	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の土地について、農地法第 3 条に基づき、下記の者より許可申請があったので、可否について審議願います。
	番号 1 土地の所在が武士 21 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 142,940 ㎡、譲渡人が●●●●さん、譲受人が●●●●さん、農業従事者世帯員 4 名、経営状況はトラクター 6 台、スプレイヤー 2 台、ドリルシーダ 2 台、トラック 3 台、他を所有、経営面積は、760,183.56 ㎡です。価格は 8,330,000 円、10 ㎡当りの単価は 58,000 円の売買です。 この案件につきましては、3 月 17 日関係農業委員さん立会いのもと現地調査と書類審査を実施しております。 図面で説明いたしますと、(1 ページ)です。 申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿いの土地となっています。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
平 川 委 員 事 務 局	何か質問等、ありませんでしょうか。
平 川 委 員 事 務 局	農地法第 3 条(売買)は、以前の説明で、できないと言っていたが、出来ます。 公社が売買として取り扱わない農地(農業振興地域外、狭小地等)は 3 条で所有権を移動させるしかありません。 農業委員さんのあっせん調書を作成してもらえれば、(農業委員会において)あっせん証明書を出すことができるので、800 万円の特別控除は該当します。ただし、農業振興地域に入っていないと該当しません。 農地法第 3 条で農地を売買すると補助を受けることができない可能性があります。 (農地法第 3 条、売買の)申請書は、●●●●さん本人が作成したものですか。
平 川 委 員 事 務 局	そのように聞いています。
議 長	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各 委 員	———異議なし———
議 長	議案第 1 号は原案どおり決定いたします
議 長	議案第 2 号 農地法施行規則第 29 条第 4 号の規定による特例適用の検討申出について
事 務 局	このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 2 号 農地法施行規則第 29 条第 4 号の規定による特例適用の検討申出について 農地法施行規則第 29 条第 4 号の規定に基づき、下記の者より特例適用の検討申出があったので、可否について審議願います。
	番号 1 土地の所在が富丘 76 番のうち外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 13,251 ㎡、農地区分は農用地区域で、申請者は●●●●さん、申請理由は●●●●さんの牛舎新築で、土地利用計画は農業用施設用地です。 牛舎及び工作物の新築、作業ヤード等の造成面積は 13,251 ㎡、工期は令和 9 年 3 月末まで。

		申出地には、転用の妨げとなる権利も無く、隣接地への影響についても、問題ないので、転用はやむを得ないと思われます。 図面で説明いたしますと、（２ページと３ページ）です。 ３ページが位置図で、申請地につきましては、町道富丘６線道路と富丘３３号道路が交差する付近の土地となります。 以上です。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
議	長	何か質問等、ありませんでしょうか。
委	員	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
議	長	———異議なし———
		議案第２号は原案どおり決定いたします
議	長	議案第３号 令和８年度最適化活動の目標の設定等について
		このことについて、事務局の説明を求めます。
事	務	議案第３号 令和８年度最適化活動の目標等を別紙のとおり定めたいので審議願
局		います。
		別紙でお配りしています、別紙様式１、令和８年度最適化活動の目標の設定等をご覧ください。
		令和８年度最適化活動の目標について、主に昨年度との変更点を中心に説明いたします。
		１ページ目は、農業委員会及び農地等の現状について記載しており、この部分は大きな変更はありません。
		２ページ目は最適化活動の成果目標について、農地の集積、遊休農地の解消についての目標を掲載しています。集積率の目標の設定について、目標年度と目標値から逆算し、今年度の目標は９２．１％と設定しました。
		３ページ目ですが、昨年度から設定することになった最適化活動を行う日数目標については、今年度同様１０日と設定しています。
		以上、ご意見・ご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
		何か質問等、ありませんでしょうか。
		質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各	委	———異議なし———
議	員	
	長	議案第３号は原案どおり決定いたします
議	長	議案第４号 令和８年度事業計画（案）について
		このことについて、事務局の説明を求めます。
事	務	議案第４号 令和８年度事業計画（案）について
局		令和８年度佐呂間町農業委員会事業計画を、下記のとおり定めたいので審議願います。
		１．事業方針
		農業者の利益を代表する公的機関として、関係機関と連携し、厳しい農業情勢に対応するため、農業基盤整備、農用地の集積、担い手対策などの制度充実を図るとともに経営の安定を目指します。
		また、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進、経営体の広域化への対応）を推進し、農地中間管理機構との連携や現場活動を通じて、持続可能な農業・農村の発展と担い手が将来にわたり安心して営農できる環境整備をめざします。

2. 事業内容

1の諸会議の開催及び参加につきましては

1) 農業委員会総会の開催を毎月1回、年12回予定しています。

その他、道内、管内、町内で行われる農業委員会関係団体等の各種会議に参加いたします。

2の研修会等の参加につきましては

各種研修会に積極的に参加するとともに、道内視察研修を予定しています。

3の農政・農地推進活動につきましては、7項目上げております。

1) 農政の基本確立と農業関係予算の確保につきましては、

地域農業の現状や特性をふまえ、需要の変化に対応しながら生産の効率化、低コスト化を進め、安定した農業基盤を自ら確立して取り組みが必要です。

あわせて意欲と能力のある担い手の育成・確保と優良農地の確保および有効利用を促進していきます。

今後は、農業経営の体質強化と構造・経営対策を加速し、関係組織が一体となって地域農業の振興を進めていきます。

2) 農業経営基盤強化対策の推進につきましては、

農業経営基盤の強化と農用地対策を進めるため、関係法令に基づき、効率的で安定した農業経営体の育成を図ります。

あわせて、地域計画の推進を見据えながら、農用地の確保・保全、農地の利用集積、および有効利用対策に取り組み、農地中間管理事業との連携を図ります。また、税制度における優遇措置や限度額等の引き上げを国に強く要望していきます。

3) 農地基盤の整備促進につきましては、予算確保に努め、事業の促進を図ります。

4) 優良農地の確保・有効利用の推進と遊休農地の解消につきましては、農業委員会の中心的業務であることを再確認し、農地法等法令業務の厳正・適格な推進、遊休農地等の解消・遊休化の未然防止などの諸対策を展開していきます。

5) 農業の担い手の育成確保につきましては、高齢化の進行などにより農業の担い手が弱体化し、農地の有効利用の後退が心配されるなか、農業の担い手を積極的に育成するとともに、中核となる農家への農地集積や施設の集約を進めるとともに、新規就農者対策を行います。

6) 地域農業の確立、推進につきましては、適地適作を基本に、地域農業の振興のための施策を強化するとともに、農業者の意向を反映させ、地域農業の充実を図ります。

7) 優良農村青年につきましては、オホーツク農業委員会連合会が行う表彰に、優れた農村青年の推薦を行います。

4の主な事業計画。

計画値は過去の実績をもとに本年度の計画としています。面積はヘクタール単位で説明いたします。

1) 農地法第3条権利移動・設定関係

売買1件2ha、贈与1件2ha、賃貸借2件4ha、使用貸借2件40ha

農業経営基盤強化促進法権利移動・設定関係

売買20件100ha、賃貸借80件400ha

農地法第4・5条転用関係

法第4条2件1ha、法第5条2件1ha

現況証明関係50筆15ha、農地移動斡旋100件500ha

2) 農業者年金関係

老齢年金受給申請10件、特例付加年金受給申請、

説明につきましては以上であります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
議	長	何か質問等、ありませんでしょうか。
各	員	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
議	長	———異議なし———
		議案第４号は原案どおり決定いたします
議	長	その他
各	員	各委員さんの方から何かありませんか。
議	長	———ありません———
		なければ第３３回農業委員会総会を終わります。

